

中央卸売市場における食の安全に関する リスクコミュニケーション法案 【卸売市場法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

食の「安全」に係る一般消費者等の理解を得ることにより、食の「安心」も自ずと確保される。

→ 中央卸売市場の開設者による食の「安全」に関する適切なリスクコミュニケーションの実施の確保を図る必要がある。

1 卸売市場整備基本方針の記載事項の追加

① 施設^(※1)における生鮮食料品等^(※2)の安全性の確保に関する開設者・開設予定者と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換の促進に関する基本的な事項を追加する。

② ①の事項には、施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する法令の規定として政令で定めるもの^(*)への適合の状況に関し開設者・開設予定者が行う情報の公表の促進に関する事項が含まれていなければならない。

(*) 土壌汚染対策法、食品衛生法等の関係規定を想定

2 中央卸売市場の業務規程の記載事項の追加

① 施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する一般消費者及び関係事業者との情報の共有及び意見の交換に関する措置に関する事項を追加する。

② ①の事項には、施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する条例への適合の状況に関する情報の公表に関する事項を定めることができる。

(※1) 卸売市場の施設のうち、生鮮食料品等（花きを除く。）の取引及び荷さばきに必要な施設に限る。

(※2) 花きを除く。

